業務広告に関する規則

（目　的）

第１条　この規則は、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）会則第91条に基づき、会員の業務広告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の基準）

第２条　会員の業務広告は、国民が不動産登記制度を活用するに有用な充実した情報を提供するとともに、国民に対し、土地家屋調査士の使命及び業務の内容について広く知らせるものでなくてはならない。

（制度のＰＲ）

第３条　会員は、本会または所属支部の企画した広告媒体を活用し、土地家屋調査士制度のＰＲ活動に協力するものとする。

（看板等）

第４条　会員は、依頼者の利便に資するため、業務内容を表示した看板等を設置することができる。ただし、土地家屋調査士の品位を損なうことのないものとする。

（禁止される広告）

第５条　会員は、次の広告をすることができない。

①　事実に合致していない広告。

②　誤導又は誤認のおそれのある広告。

③　法令又は日本土地家屋調査士会連合会若しくは本会の会則に違反する広告。

④　土地家屋調査士の品位又は信用を損なうおそれのある広告。

⑤　依頼者を表示した広告。ただし、依頼者の書面による同意がある場合を除く。

（保存義務）

第６条　広告をした会員は、広告物又はその複製及び第５条第５号の同意を証する書面を当該広告が終了したときから２年間保存しなければならない。

（会員に対する調査）

第７条　本会は、会員に対し必要があると認めるときは、前条の広告物等の提出を求め、その他広告に関する調査をすることができる。

２　会員は、前項の調査に協力しなければならない。

（本会への照会）

第８条　会員は、看板の設置及び広告に関し、適否の判断が困難な場合には、事前に本会へ照会するものとする。

（細則への委任）

第９条　この規則の運用に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

（改　廃）

第10条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　この規程は、平成16年９月８日から施行する。

２　広告・宣伝に関する指導指針は廃止する。